

令和3年2月15日開始！

# ろうあ者相談員・市役所手話通訳者との 釧路市遠隔手話サービス を開始します！！

釧路市では、ろうあ者相談員及び市役所 障がい福祉課 手話通訳者において、聴覚に障がいがある方ご自身のスマートフォンやパソコンから、ビデオ通話機能を利用した「遠隔手話」による相談等のサービスを実施します。

「遠隔手話」とは … スマートフォン等のビデオ通話を使い、画面を通じて手話による会話を行うことです。

利用対象者：市内に住所を有する聴覚障がいの方

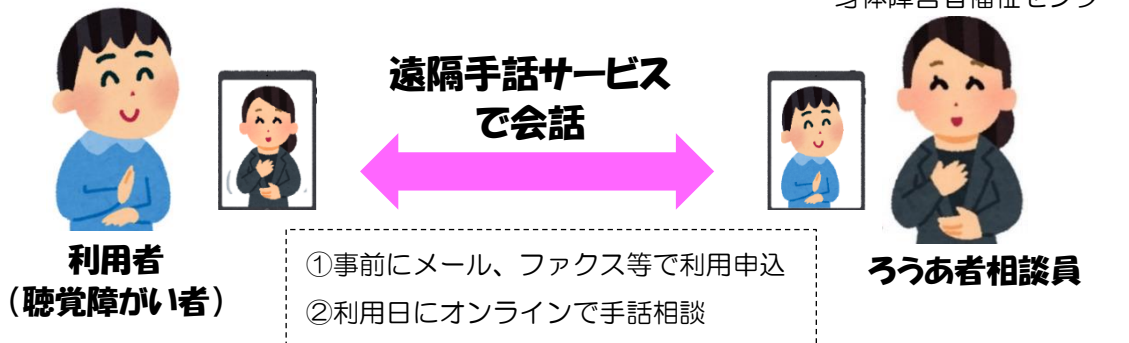
利用時間：平日 午前10時～午後4時

利用料：無料 ※通信料は利用者負担

使用機器：利用者所有のスマートフォンやパソコン等

## 遠隔手話サービス イメージ図

<ろうあ者相談員へ相談>



<市役所手話通訳者へ確認等>

